

第2 病性鑑定課で行う病性鑑定の検査方法 [防疫指針より抜粋]

1 病性鑑定課で行う病性鑑定の検査方法

宮崎家保病性鑑定課において実施する病性鑑定の遺伝子検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査の方法は、以下のとおりとする。

(1) 遺伝子検査

防疫指針に定められた検査対象家きん及びその他家畜防疫員が必要と認める家きんの気管スワブ及びクロアカスワブについて、防疫指針別記1-1 (RT-PCR検査)、1-2 (リアルタイムRT-PCR検査・輸入) 及び1-3 (リアルタイムRT-PCR検査・国産) の方法又は動物衛生課と協議の上、適当と認められた方法による検査を行う。当該検査の結果、陽性であった検体については、(2) の検査を行う。

(2) ウイルス分離検査

① 材料の採取

家きんから気管スワブ及びクロアカスワブを採取する。

② 材料の処理

材料は抗生物質を添加したブイヨン、細胞培養液又はPBS (pH7.0~7.4) 中に入れる。抗生物質は、例えばペニシリン (10,000単位/mL)、ストレプトマイシン (10 mg/mL)、ゲンタマイシン (50 µg/mL) 及びマイコスタチン (1,000単位/mL) を使用し、抗生物質添加後のpHは7.0~7.4に合わせる。排せつ物や臓器は抗生物質添加液で10~20%(w/v) 乳剤にし、室温に1~2時間静置後ウイルス分離に供する。

③ 発育鶏卵への接種 (ウイルス分離)

A型インフルエンザウイルスの分離には発育鶏卵を用いる。材料乳剤を1,000Gで遠心し、その上清を2個以上の9~11日齢発育鶏卵の尿膜腔内に0.2mL接種し、35~37°Cで48時間ふ卵する。原則として24時間以内に鶏胚が死亡した場合は事故死とする。ふ卵24時間以降に鶏胚が死亡した場合はその時点で、48時間後に生残した場合は4°Cに1夜冷却した後、尿膜腔液の赤血球凝集性 (以下「HA」という。) についてマイクロプレート法による検査 (以下「HA試験」という。) を行う。HA試験が陰性の場合にはさらに1回発育鶏卵への接種を行う。

④ 鳥パラミクソウイルスとの鑑別

接種発育鶏卵から採取した雑菌増殖のない尿膜腔液のHA試験が陽性であればA型インフルエンザウイルス又は鳥パラミクソウイルスによるものであると推定できる。HA試験が陽性の場合、鳥パラミクソウイルスであることを否定するため、9血清型が知られている鳥パラミクソウイルスのうち、1型のニューカッスル病ウイルスが広く分布していることから、まず、抗ニューカッスル病ウイルス血清を用いて赤血球凝集抑制反応試験 (以下「HI試験」という。) を行う。

この結果、ニューカッスル病ウイルスが否定された場合には、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を冷蔵状態で動物衛生研究部門に送付し、病性鑑定に供する。

(3) 血清抗体検査

鶏を検査する場合にあっては、②の方法 (②の診断薬を入手できない場合その他やむを得ない事情により②の方法による検査を実施できない場合には、①の方法) で行い、鶏以外の家きんを検査する場合にあっては、①の方法で行う。

① すべてのA型インフルエンザウイルスは共通したヌクレオカプシド (NP) 抗原と

マトリックス (M) 抗原を有していることから、これらの抗体が検出可能な寒天ゲル内沈降反応を行う。

ア 抗原作製

10日齢の発育鶏卵に指定のウイルスを接種し、漿尿膜を採取する。漿尿膜の乳剤を作製し、3回の凍結融解後、1,000Gで遠心し、上清を得る。遠心上清は0.1%のホルマリン又は1%のベータプロピオラクトンで不活化し、抗原とする。

イ 反応法

試験は8% (w/v) のNaClを含む0.1Mリン酸緩衝液 (PBS、pH7.2) に1%(w/v)にアガロース又は精製寒天を加え溶解し、シャーレに2~3mm厚に流し込んだものを用いる。寒天に直径5mmの穴で2~5mm離れたパターンを作製し、中央の穴には抗原、周囲の穴には検査血清と指定の陽性血清を交互に0.05mLずつ入れ、48時間反応させる。その結果、検査血清の沈降線が陽性抗体の沈降線と連結した場合には、血清抗体検査陽性と判定する。沈降線が交差した場合には、非特異反応と判定する。

- ② 葉事法により動物用医薬品として承認された診断薬を用いてエライザ法による検査を行い、当該検査の結果、陽性であった場合には、引き続き①の検査を行う。

その結果、陽性であった場合には、血清抗体検査陽性と判定する。

(4) 病性鑑定結果に関する記録

家保は、病性鑑定時に採材した材料、家きんの飼養形態等の情報の結果について、参考様式を用いて電子媒体にて記録する。

2 家畜保健衛生所から動物衛生研究部門への材料送付

家保から動物衛生研究部門への材料送付は、以下のとおり行うこととする。

(1) 材料の送付

病性鑑定課における病性鑑定の結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家保は、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を別記2の記載事項に留意しつつ動物衛生研究部門に送付する。この場合には、「病性鑑定依頼書」(指針(様式5)巻末防疫指針88ページ)、「異常家きんの症状等に関する報告」及び「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」(指針(様式4-1, 2) 218、219ページ)を添付する。

(2) 連絡

- ① 宮崎家保は、家畜防疫対策課に対し、動物衛生研究部門に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」及び「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」(指針(様式4-1, 2))をファクシミリ又は電子メールにて送付する。
- ② 家畜防疫対策課は、動物衛生課に対し動物衛生研究部門に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」及び「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」(指針(様式4-1, 2))をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

第3 病性鑑定材料送付に係る手続き

1 病性鑑定材料の送付に係る取扱い

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ等の病性鑑定材料は、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受けるため、旅客手荷物としての搬送はできない。
- (2) ただし、以下に記述する③により、航空貨物扱いでの搬送は可能となる。（詳細は70ページ及び巻末防疫指針80ページ参照）
- (3) 病性鑑定送付材料を50ml又は50gまでとし、診断標本（ウイルスを移しやすい物質：人体に対し伝染性があるもの、動物に対し伝染性があるもの）として搬送すること。

2 搬送の方法

(1) 搬送の手続

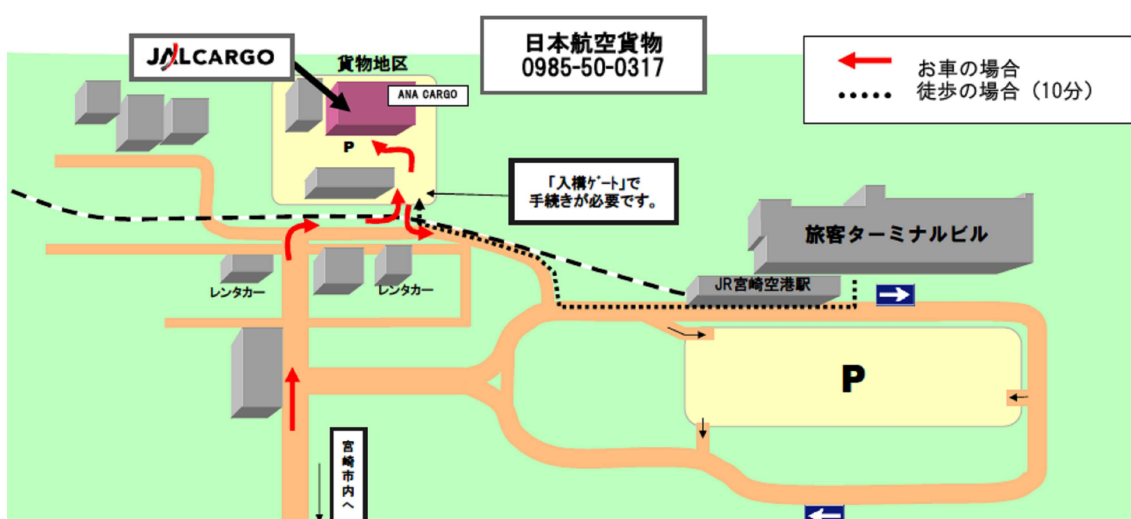
- ① 病性鑑定材料は、航空貨物として搬送し、東京事務所職員（以下「東京事務所」という。）が東京国際空港で受け取り、動物衛生研究部門（つくば市）に搬入する。
- ② 家畜防疫対策課は、あらかじめ、東京事務所と出発便、職員（受取）の調整を行う。
- ③ 宮崎家保は、病性鑑定材料輸送容器（国連規格容器 70ページ）を、直接航空会社の航空貨物に申し込む。

この場合、全日本空輸（ANA及びSNA）又は日本航空（JAL）の宮崎空港事務所貨物担当責任者にあらかじめ電話で確認を取った後、航空会社の貨物受付に出発便の90分前までに outward、航空会社の所定国内貨物運送状及び危険物貨物（除く放射性物質）申告書に記入する等の手続を行う。

料金は現金で支払い、領収書を受領する。

運送状の控えを受領し、その場で東京事務所にFAXする。

（宮崎空港における配置図）

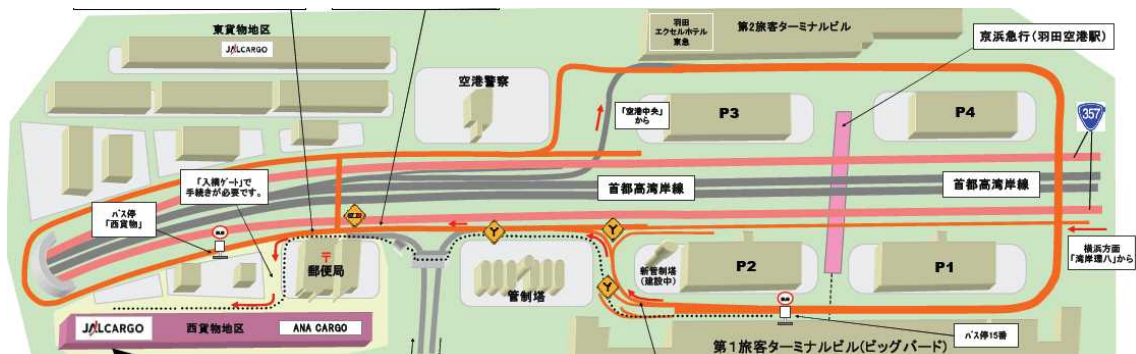


- ④ 宮崎家保は、航空貨物受付後、病性鑑定材料送付便の出発時刻、到着予定時刻、定刻に飛行機が離陸したことを確認し、家畜防疫対策課、東京事務所及び動物衛生研究部門（つくば市）へ連絡する。

(2) 空港到着後の手続

東京事務所は、東京国際空港西貨物ターミナルに検体を受取に行く。

(羽田空港における配置図)



(3) 動物衛生研究部門までの搬送

東京事務所は、貨物受付（ANA又はJAL）に行き、危険物受取を申し出て手続きを行い、受取後、動物衛生研究部門に到着予定時刻を連絡し、搬送する。

注）西貨物ターミナルへは西1号入口より侵入。入口で身分証を提示する。

3 主要連絡先

全日空宮崎空港所	TEL 0985-51-2774
全日空貨物(羽田空港)	TEL 03-5757-5652
日本航空宮崎支店宮崎空港所	TEL 0985-50-0317
日本航空国内貨物(羽田空港)	TEL 03-5757-3105

第4 病性鑑定材料輸送容器(取扱説明書)

1 輸送容器

病性鑑定材料を搬送する際には、二重に包装する等の措置が必要とされており、破損、漏えい等がないように適切に収容する。なお、病性鑑定材料を格納する容器は、必ず「国連規格容器」を用いる。

2 搬送に係る資材等

- ・クーラーボックス（18～24L）
- ・国連規格容器
- ・保冷剤（適量）
- ・試料を入れる蓋付きプラスチックチューブ
- ・充填材
- ・輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6. 2）
- ・目張り用ガムテープ
- ・病性鑑定依頼書及び検体リスト

3 病性鑑定材料の包装

(1) 国連規格容器

病性鑑定材料を蓋付きプラスチックチューブの中に収容し、衝撃吸収クッションを充填した国連規格容器の中に入れる。

国連規格容器の蓋をしっかりと閉め、容器の密封性を確認しながら、付属の段ボール箱に収める。

(2) 外部包装

段ボール箱に収めた国連規格容器をクーラーボックスの中央部に入れ、そのまわりに保冷剤を適量詰め込み、クーラーボックス内のすきまを充填材で埋める。

なお、搬送途中にクーラーボックスが開かないよう、蓋と本体をガムテープで固定する。

(3) 輸送許容物件表示ラベル

病性鑑定材料は危険物に該当するため、搬送に当たっては、クーラーボックスの表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6. 2）を貼付する。



輸送容器



第5 動物衛生研究部門で行う病性鑑定 [防疫指針より抜粋]

防疫指針第5の1の(1)及び(2)の動物衛生研究部門において実施するウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の方法は、以下のとおりとする。

(1) ウイルス亜型特定検査

分離ウイルスのHA及びNA亜型は、HA及びNA亜型の特異抗血清を用いてHI試験及びノイラミニダーゼ活性抑制試験(NI試験)、又は遺伝子解析により決定する。

(2) 病原性判定試験

分離ウイルスの病原性判定試験は国際獣疫事務局(OIE)マニュアルに準拠した方法により行い、以下のア又はイに該当する場合、分離ウイルスを高病原性と判定する。

ア 滅菌PBSで10倍に希釈した感染尿膜腔0.2mLを4～8週齢の感受性鶏8羽に接種し、10日以内に6～8羽を死亡させた場合。

イ 分離されたウイルスがH5又はH7亜型であり、かつ、ヘマグルチニンの結合ペプチドのアミノ酸配列が他の高病原性鳥インフルエンザウイルスと類似している場合。

第6 移動の制限監視及び消毒ポイントの運営

1 基本方針

現地対策本部の移動制限・消毒ポイント班は、県対策本部で決定された規制範囲、規制の期間に従って、移動・搬出制限区域内における家きん等の移出入の制限監視及び消毒ポイントの設置とその運営を担う。

なお、移動制限・消毒ポイント班の中に、移動制限監視係及び消毒ポイント係を設置し的確な業務を行う。

※ 発生農場に通じる道路の通行遮断は、現地対策本部と市町村が連携して実施する。
(41ページ参照)

※ 隣県で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、発生県から本県に進入する車両の消毒を行うため、必要に応じて、県境付近に消毒ポイントの設置を検討する。

この際、確実に消毒を実施するため、関係市町村の協力も得ながら、必要に応じて道路の封鎖や通行の規制をすることにより、通行者の協力のもと、消毒ポイントへの誘導を行う。

なお、実施に当たっては、誘導員の配置や標識の設置など、十分に安全性の確保を図るものとする。

2 業務内容

移動制限・搬出制限区域の設定に伴って、消毒ポイントを設置し、移動制限の監視や車両の消毒を実施するが、選定された消毒ポイントの使用に当たって、管轄警察署への道路使用許可申請と交通安全確保のための人員配置、管轄土木事務所への道路占有許可申請と交通規制用資材等確保のための協力要請等は、現地対策本部の現地企画・総務班が行う。

(1) 役割分担 (組織図73ページ)

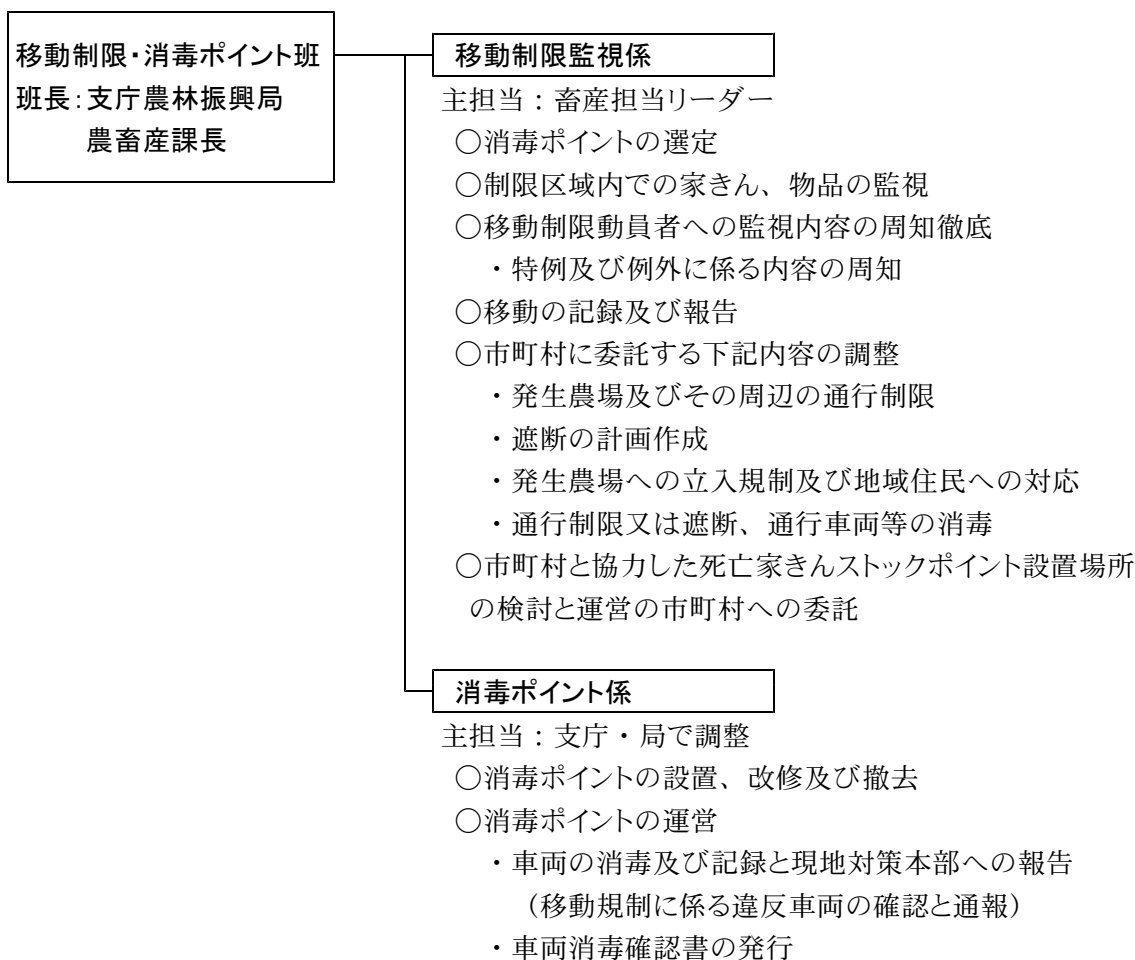
① 移動制限監視係

- ア 市町村に委託する発生地周辺の通行の制限又は遮断の調整・協力
- イ 消毒ポイントの選定 (事前調整を含む)
- ウ 制限区域での家きん、その他物品の移動の監視
- エ 動員者への監視業務の周知 (動員者が替わる毎に実施)
- オ 移動の記録及び現地対策本部への報告

② 消毒ポイント係

- ア 消毒ポイント全体の管理
- イ 消毒ポイントの設置、改修及び撤去
- ウ 消毒ポイントの運営
- エ 車両の消毒及び記録と現地対策本部への報告 (毎日)
- オ 車両消毒確認書の発行

<移動制限・消毒ポイント班の組織図>



※ ただし、組織図及び各係の業務、業務体制の変更については、各支庁・振興局の状況等を踏まえた上で現地対策本部において判断できるものとする。

(2) 消毒ポイントの設置に係る留意点

農場で実施した簡易検査が陽性の場合、消毒ポイントの設置場所及び設置数を市町村と調整・選定し、消毒ポイント候補地として県対策本部移動制限・消毒ポイント班の消毒ポイント係と協議の上、決定する。(関連 43ページ)

① 設置場所の留意事項

- ア 原則、「4 消毒ポイントの考え方 (75ページ)」に基づき選定する。
- イ 交通安全対策及び作業員の安全確保、給水等の観点から、大型車両の誘導、停車可能なスペースが確保できる場所に引き込み式のポイントを設置することが望ましい。
- ウ 地権者の同意が得られる場所とする。
- エ 深夜の作業による騒音、照明など住民及び農作物等へ支障を与えない場所を設定するとともに周辺住民の理解と同意が得られる場所とする。
- オ 消毒薬の飛散等による周辺環境への影響がないよう十分配慮する。
- カ 効率的な運営を行うため、設置後であっても車両の通行状況や周辺環境等に応じて柔軟に消毒ポイントの改廃を行う。

② 設置箇所数について

設置箇所数については、県対策本部、市町村等と協議し、発生状況及び地理的条件を踏まえた上で決定するものとし、効率的な配置を行う。

また、市町村設置の自主消毒ポイントとの適正配置についても十分考慮する。

なお、県境に設置する場合は、県対策本部は、防疫連携申合せに基づき、効率的な配置や運営について隣接県と十分に協議する。

③ 人員配置

班編成は、原則として県職員、市町村職員、関係団体職員等により構成する。

ア 消毒・監視作業は、人員の健康管理に留意し、無理のない配置を行い、原則として24時間体制（8時間3交代制）とする。

イ 安全性確保及び発生状況等に応じて、県対策本部との協議の上、民間警備員、会社の社員等を員外部委託により配置することができるが、その際、監視作業が滞ることのないように、原則として消毒ポイント1箇所当たり最低1名以上の県職員等を配置する。

④ 消毒薬希釈用水

消毒薬希釈用水の水源確保や給水体制等を市町村等と十分協議する。

3 資材

チェック	リース物品等機材名	チェック	資材名
<input type="checkbox"/>	移動制限・予告告知の立て看板	<input type="checkbox"/>	防護服・マスク・ゴーグル
<input type="checkbox"/>	消毒ポイントの表示板及び予告看板	<input type="checkbox"/>	ゴム手袋・軍手
<input type="checkbox"/>	消毒薬、動力噴霧機、薬液タンク	<input type="checkbox"/>	カッパ、ゴム長靴
<input type="checkbox"/>	仮設トイレ	<input type="checkbox"/>	記録簿等
<input type="checkbox"/>	コンテナハウス（休憩所）	<input type="checkbox"/>	筆記用具・ガムテープ等
<input type="checkbox"/>	テント（三方幕込み）	<input type="checkbox"/>	出勤簿
<input type="checkbox"/>	椅子、テーブル	<input type="checkbox"/>	時計・救急箱・乾電池
<input type="checkbox"/>	携帯電話（充電器を含む）	<input type="checkbox"/>	消毒用車両記録簿・画板
<input type="checkbox"/>	照明器具（バルブライク等）、懐中電灯	<input type="checkbox"/>	消毒用スタンプ、スタンプ台
<input type="checkbox"/>	赤色灯、赤色回転灯、セフティコーン	<input type="checkbox"/>	ゴミ袋
<input type="checkbox"/>	発電機（電源の確保）	<input type="checkbox"/>	ガソリン・灯油・軽油
<input type="checkbox"/>	湯沸かし器・ストーブ・やかん	<input type="checkbox"/>	足踏み消毒槽・消毒スプレー容器
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	スプレー用消毒液（エタノール等）
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	トイレット・ティッシュペーパー
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	灯油給油用ポンプ
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	工具類（レンチ等）
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	シールテープ等（動噴補修用）
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	作業手順・注意事項等ポスター
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	路面用凍結防止剤

※ 必要に応じて飲料水や手洗水を準備する。

4 消毒ポイントの考え方

(1) 消毒の方法

消毒の方法は、設置場所や消毒対象車両等に応じ、以下の方法を選択又は併用する。

- ① 動力噴霧機（人力や機械によるもの）
- ② 消毒マット
- ③ 薬液をプール式に貯水した消毒槽
- ④ 車道に薬液を直接的に散布（流下式）
- ⑤ 車道に薬液を散水車により散布

(2) 消毒の対象車両の区分

- ① 養鶏関係車両（養鶏関係施設等に入出りがある車両、飼料運搬車）
- ② 一般車両（養鶏関係車両以外の車両）

(3) 県消毒ポイントの考え方

県消毒ポイントは、県が運営するが、発生農場入り口は、運営を市町村等に依頼する。

県消毒ポイントを設置する場所は、原則下記の場所とする。

- ① 発生農場入り口（市町村等に運営を委託）

農場での簡易検査陽性から病性決定までは家保が対応し、病性決定後は発生市町村等へ運営を委託する。

（場所）発生農場通行遮断付近。

（方法）動力噴霧機で全車両消毒。

（留意事項）散水車による周辺道路の消毒も併せて実施可とする。
- ② 発生農場周辺付近（市町村等に運営を委託する。）

（場所）発生農場周辺（農場から概ね1kmの範囲内）の通行車両の多い道路。

（方法）動力噴霧機又は消毒マットで全車両消毒。

（留意事項）散水車による周辺道路の消毒も併せて実施可とする。
- ③ 移動制限区域ライン（概ね3km付近）

（場所）移動制限区域ライン付近の通行車両の多い道路付近

（方法）養鶏関係車両の動力噴霧機による消毒、一般車両を含めた全車両消毒の場合は、消毒マット又は消毒槽などを併設。

（留意事項）地形や交通量を勘案して対応するが、大型車両の誘導、停車可能なスペースが確保できる公共機関の駐車場などに引き込み式のポイントを設置することが望ましい。
- ④ 搬出制限区域ライン（概ね10km付近）

（場所）搬出制限区域ライン付近の通行車両の多い道路付近

（方法）養鶏関係車両の動力噴霧機による消毒、一般車両を含めた全車両消毒の場合は、消毒マット又は消毒槽などを併設。

（留意事項）地形や交通量を勘案して対応するが、大型車両の誘導、停車可能なスペースが確保できる公共機関の駐車場などに引き込み式のポイントを設置することが望ましい。

⑤ 高速道路

(場所) 制限地域内及びその境界付近の高速道路のインターチェンジ。

(方法) 原則として、インターチェンジの入り口には消毒槽、出口には消毒マットを設置する。

(留意事項) 設置に関しては、高速道路管理者と協議を行い、設置を依頼する。

⑥ 県境付近の道路（隣県で発生した場合）

(場所) 該当する市町村や関係機関と連携し、通行量や重要度を考慮しながら、県境付近の道路の封鎖や通行規制、消毒ポイントを設置する路線を検討する。

(方法) 原則として、発生地域を通して県内に進入する全車両を対象に消毒マット等による消毒を実施。

⑦ 食鳥処理場で発生した際の消毒ポイント

(場所) 食鳥処理場を中心とする概ね半径1kmの移動制限区域ライン付近の通行車両の多い道路付近。ただし1km以内に家きん飼養農場及び関連産業がない場合には設置しなくてもよいものとする。

なお、出荷元農場については、上記①～④に準じて設置する。

(方法) 養鶏関係車両の動力噴霧機による消毒を行う。

(4) 自主消毒ポイントの考え方

市町村や関係団体等が自主的に設置・運営する自主消毒ポイントの設置場所については、県消毒ポイントの設置場所を考慮して、適正配置に努めるものとする。

5 消毒ポイントの運営

消毒ポイントは、可能な限り速やかに設置し、病性決定後速やかに稼働できるように準備する。

また、消毒の方法は以下に示す設置イメージを参照し、地理的条件や周辺環境への影響を考慮する。さらには交通安全対策、周辺住民への配慮を十分に行う。

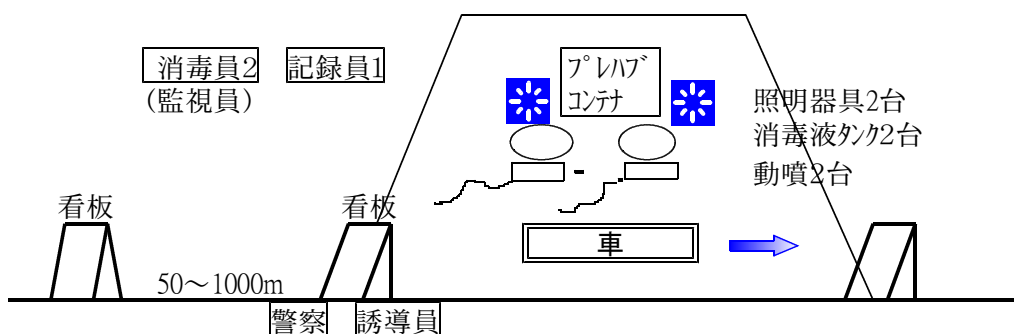
(1) 動力噴霧機(引き込み式)

(方法)

道路付近で大型車両が停車できるスペースを確保し、その場所へ車両を誘導した後に消毒する方法



(簡易図)



(留意事項)

運転者に周知する看板をポイント手前（50～1000m）に設置し、誘導員は主に養鶏関係車両と判断したものを消毒ポイントに誘導する。

なお、運転手及び同乗者を下車させ、備え付けの踏み込み消毒槽等で靴底消毒をさせるか、消毒スプレーを運転手に手渡し、靴底消毒等を行わせるとともに、消毒スプレーにより車内の消毒を実施させる。

※ 冬季に設置する場合には、定期的に試運転をするなど、凍結防止対策を行うこと。

※ 動力噴霧機のホースを車輛がまたぐ場合は、ホースの破損防止のためホースカバーを設置する。

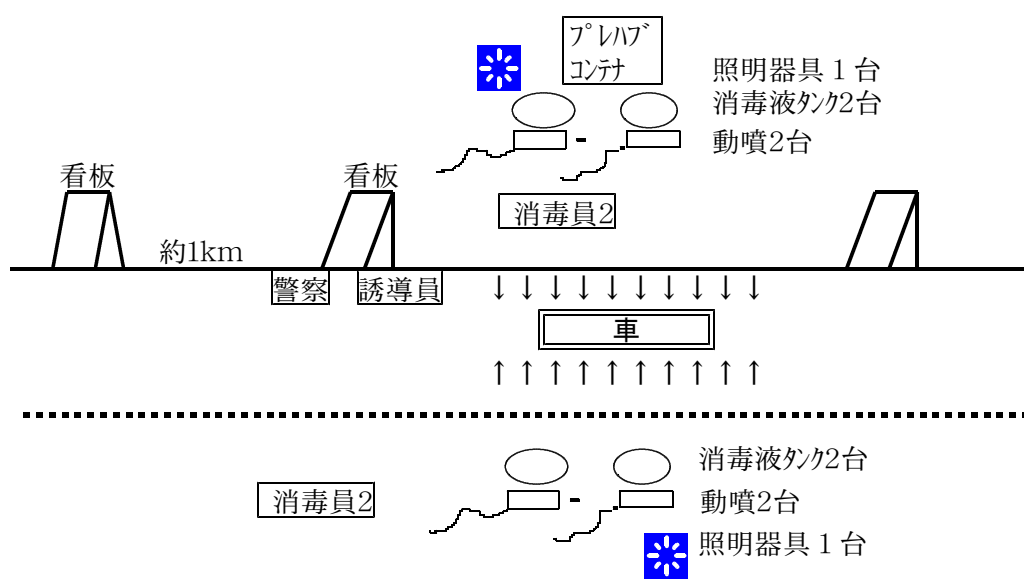
(2) 動力噴霧機(全車両型)

(方法)

道路上で車両の両側から噴霧できる安全な場所を選定し、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法



(簡易図)



(留意事項)

運転者に周知する看板をポイント手前(約1km)に設置する。全車両に消毒薬を噴霧するため、窓を閉めるように事前周知をすること。さらに、誘導員は最徐行を促すこと。

※ 冬季に設置する場合には、定期的に試運転をするなど、凍結防止対策を行うこと。

(3) 消毒マット(全車面对応型)

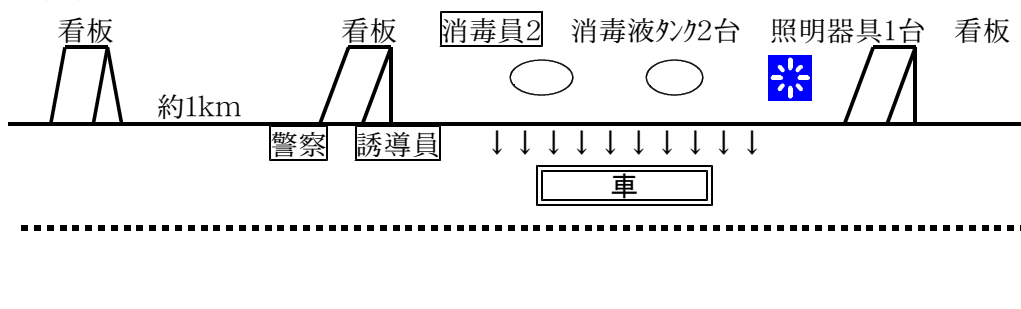
(方法)

道路上でタイヤのみを消毒するためにマット等を利用した消毒方法で、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法

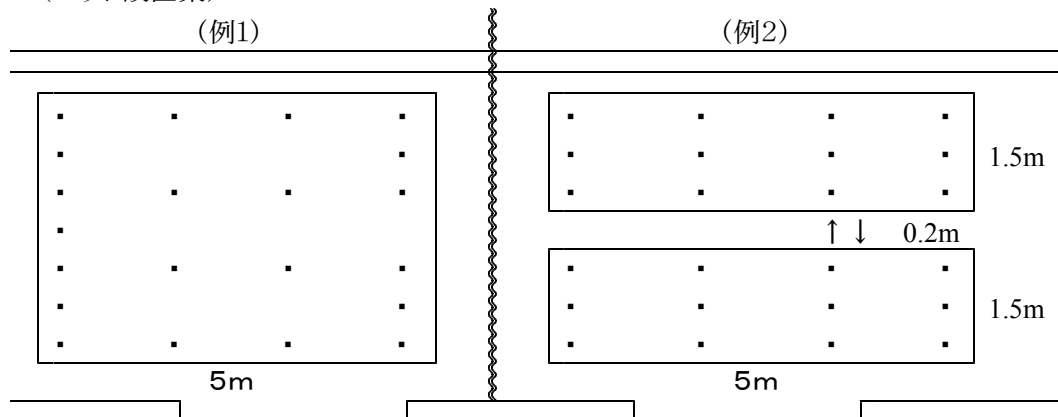
※冬季は凍結が想定されるため、最徐行を促す電光看板等の設置や誘導員等の配置を行うとともに、消毒マット等が凍結し危険な場合は当該方法以外を選択すること。さらに、雨天時は消毒液の濃度が低下するので留意すること。



(簡易図)



(マット設置案)



※ 点は杭の位置を示す。マット素材は、絨毯や建築資材の不織布などを使用。マットを留める杭（ピン）が抜けると危険なことから、常に確認を行う。

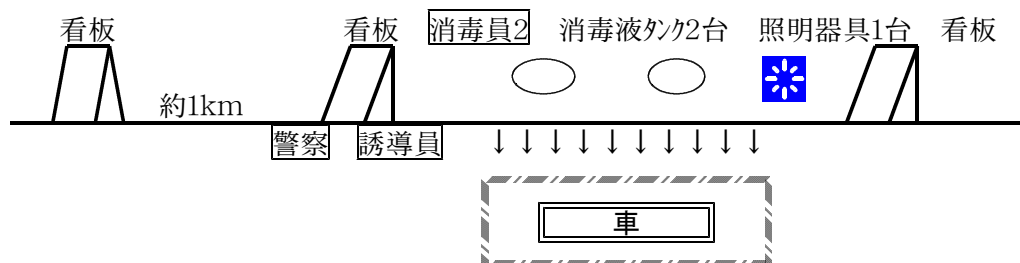
(4) 消毒槽(全車面対応型)

(方法)

道路上に薬液をプール式に貯水した消毒槽でタイヤのみを消毒する方法で、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法



(簡易図)



※道路上にアスファルトでプールを造る。設置及び撤去については建設業者に依頼し、夜間作業で実施する。

(留意事項)

二輪車は、転倒する可能性が高いため、十分に減速させること。

また、冬季の実施は凍結防止対策を十分に施す。さらに、雨天時は、消毒薬の濃度が低下することに留意する。

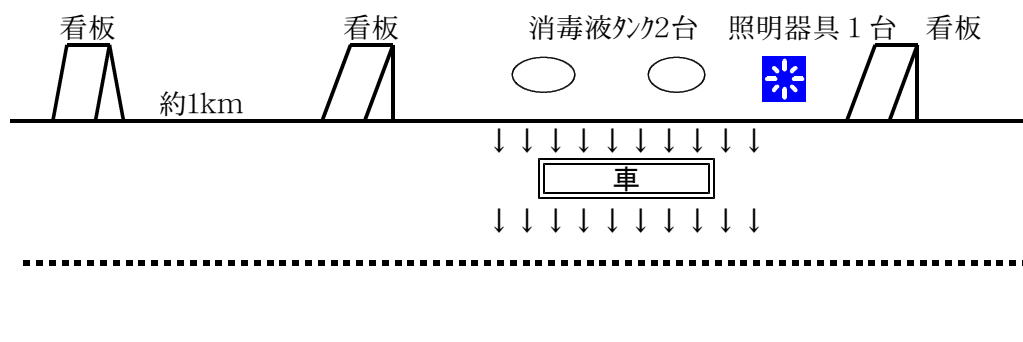
(5) 流下式消毒(全車両対応型)

(方法)

道路上に薬液を直接的に散布し、タイヤのみを消毒する方法で、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法



(簡易図)



※ 主に片勾配に設置することが望ましい。ただし、平地に設置する場合は、道路に配管を行い、道路中心部から流下させる方法がある。その場合、道路管理者に十分相談した上で施行すること。

※ 2輪車は転倒する可能性があるため、カーブ付近には設置しない。

(留意事項)

薬液管理者が巡回管理を行うことで、常時、誘導者及び消毒者は不要。ただし、運転者に周知する看板をポイント手前(約1km)に設置し、事前周知をしっかりと行うこと。

また、冬季での実施については、凍結防止対策を十分に施すこと。さらに、雨天時は、消毒薬の濃度が低下することに留意すること。

(6) 散水車による消毒

(方法)

散水車により車道を消毒する方法



(留意事項)

主に発生地周辺の道路を入念に消毒する。

散水時は徐行（15～30km/時）し、消毒薬の希釈倍率は、薄めに設定する。

なお、道路周辺の作物などへのドリフトに十分注意する。

幹線道路などを消毒する場合は、国土交通省の散水車両（主に10t車両）の貸し出しを受けることができる。その際は、オペレーターの手配を県で行う。

なお、国土交通省の貸し出し車両は、大型であるため、道幅の狭い道路を消毒する場合は、リース車両等により対応する。

※ 冬季に設置する場合には、定期的に試運転をするなど、凍結防止対策を行うこと。

7 作業手順

(1) 消毒ポイント設置の初日の手順

消毒ポイントの設営は、消毒ポイント係が行う。
設営時期については、発生確認後、可能な限り速やかに設置を行い、消毒を開始する。

(ポイント設営の手順)

- ① 消毒機材等を準備する。
 - ・ 動力噴霧機、タンク・・・消毒ポイント係や市町村等が、調達先から現地に持込む。(ガソリン等の調達方法は、給油券の関係などについて現地対策本部資材班と十分に協議を行う。)
 - ・ 消毒薬・・・消毒ポイント係や市町村等が現地に持ち込む。
注1：消毒ポイント周辺の排水に注意し、消毒薬による汚染を防止する。
注2：複数の消毒ポイント係員が作業を行うことから、薬剤の希釈作業の記録は確実に行う。
- ② 水（消毒薬希釈用）・・・水源の確保を市町村等に依頼し、水を確保する。
水源が近くにはない場合には、給水タンク車で運搬する。
- ③ 消毒ポイント告示板・・・消毒ポイント係が設置する。
- ④ その他の消毒機材等を準備する。
 - ・ 発電機、投光機、赤色灯、コンテナハウス、移動トイレ等をリース会社に手配し、現地に搬入・設置する。
 - ・ 防寒、暑熱対策も考慮する。
- ⑤ 動力噴霧機の取扱いや車両等消毒の予行演習を行う。
- ⑥ ガソリン等の取り扱いについて、注意喚起の表示を行う。(火気厳禁、コンテナ・テント内に置かない等)

(2) 消毒作業手順

- ① 現地対策本部（移動制限・消毒ポイント班）から指示された消毒ポイントに集合する。
- ② 消毒ポイント責任者が点呼、人員確認し、作業要領、作業手順の確認を行う。
- ③ 各業務に必要な防護服、マスク、手袋、ゴーグル、ゴム長靴、カッパ等を着用する。

④ 消毒作業手順

(誘導員)

対象車両を消毒ポイントに誘導する。

(記録員)

ア 防疫指針に基づき、防疫のために車両等の消毒を実施していることを説明し、消毒の協力を求める。チラシや看板等での周知でもよい。

イ 移動制限、搬出制限に係る車両については、区域外に移出できないことを説

明する。チラシや看板等での周知でもよい。

注1：停止を振り切るような車両がある場合には、車両ナンバーを確認し、移動制限監視担当に報告する。移動制限監視担当は、現地対策本部に内容を報告する。

ウ 消毒の実施後、運転手が求める場合は「車両消毒確認書」（様式3 199ページ）に消毒済の証明印を押印して渡すとともに、車体ナンバーを確認し、車両消毒台帳に時間、車両ナンバー、車両区分（飼料運搬車、畜産関係車両等）、備考（どこから→どこまで）を記録する（様式4 200ページ）。記録対象は養鶏関係車両のみとし、一般車両については、先方の都合に応じて対応し、台数カウントのみとする。

※ 交通量が多い場所においては、時間、車両ナンバー、車両区分のみの記録に簡素化できるものとする。

（消毒員）

ア 荷台や運転手の足回りを含めて車両の消毒を実施する。

注1：消毒薬の希釈が適正であるかを確認する。特に効能が気温に左右されるため、希釈倍率については消毒ポイント係に確認を行う。

注2：消毒は、基本的に車両の全ての面を実施する。特に車両のタイヤ周り及び車底を徹底する。また、薬剤が家きんの体や積荷にかからないように十分に注意しながら消毒する。

- ⑤ 消毒台数確認のための集計表に定時的に消毒台数を記入するとともに、定時的に消毒ポイント係に報告する。移動制限監視係は、現地対策本部にその内容を報告する。ただし、消毒マットや消毒槽の場合は台数カウントを行わないものとする。
- ⑥ 交代時には、作業内容や機材の故障・燃料等の発注状況や消毒薬希釈用の水残量等について、次の班に確実に伝達する。
- ⑦ 消毒ポイント作業記録に作業状況を記載する。
- ⑧ 使用済の防護服及びマスク、手袋等の消耗品は使い捨てなので、すべて防疫資材用ゴミ袋に詰め込む。ゴミ処理については各地域における方法によるものとする。
- ⑨ なお、作業に関わった作業員の靴底及び車両について帰宅前に十分に消毒する。

8 移動制限区域及び搬出制限区域の制限及び制限の対象外

（1）制限の対象等

移動制限及び搬出制限の対象及び制限区域内で開催が制限される家きん集合施設については、防疫指針に準じる。

（2）制限の対象外

- ① 制限区域内の家きん等については、動物衛生課と協議の上、必要な要件を満たした場合、制限の対象外となるが、移動に用いる車両については、消毒ポイントでの消毒が必要となる。
- ② 県対策本部防疫対策班は、現地対策本部消毒ポイント班に対し、移動の対象や車両の通過予定日時等を事前に伝達する。
- ③ 消毒ポイントでは、運転手から制限の例外となる対象を輸送している旨の聞き取りを行い、提示される移動指示書（様式14（家畜防疫員発行）215ページ）の消

毒ポイント押印欄に消毒済の証明印を押印する。

(3) 制限区域内における違反車両の取扱い

制限区域内において違反車両を発見した場合の手順

- ① 違反車両を発見した場所に停車させる。ただし、交通安全に最大限配慮し無理な停車は控えること。
- ② 運転手に対し、概要を説明し、一時的に停車させることを了承させる。
- ③ 状況調査を実施する。
調査内容：車両ナンバー、運転手の氏名及び連絡先、搬送物品の具体的な内容、所属団体及び連絡先等の情報を入手する。
- ④ 現地対策本部移動制限・消毒ポイント班へ報告。なお、移動制限・消毒ポイント班が判断できない案件については、県対策本部移動制限・消毒ポイント班へ報告し、判断を仰ぐ。
- ⑤ 県対策本部の判断結果に応じて、違反車両の対応に当たる。

第7 資材等の調達・供給

1 資材班の役割

資材班（県対策本部及び現地対策本部）は、防疫措置に必要な機材、資材（以下「資材等」という。）や運搬車両・重機を発生農場及び埋却地等（以下「農場等」という。）へ適時、的確に供給するとともに、移動制限・消毒ポイント班への資材等の供給及び措置終了後の資材等の撤収を担う。

平時における資材等の備蓄等は、家畜防疫対策課が調整して各家保で計画的に補充し、管理保管する。なお、初動対応においては、県対策本部及び現地対策本部において、防疫措置が滞ることのないよう資材等の他、資材班の人員、車両、拠点等の確保を行う。

2 資材班の担当業務と体制

現地対策本部の資材班は、班長の下、資材調達係、資材受入・配送係、資材回収係で構成するが（表10）、感染多発期などに、必要が認められる場合には、動員者もその対応に当たる。

表10 現地対策本部資材班の体制表

担当業務	感染初期（初動対応時）	感染多発期
班長	全体総括（1名）	全体総括（1名）+補佐（1名）
資材調達係	在庫管理（1名） 資材発注・会計（1名） 機材発注（1名）	在庫管理（1名）+動員者 資材発注・会計（2名） 機材発注（1名）
資材受入配送係	資材検収（1名） 配送手配（4名）	資材検収（1名） 配送手配（2名）+動員者
資材回収係	※上記の係員全員で対応	回収（2名）+動員者 再利用（1名）+動員者
担当者数	合計 9名	合計12名+動員者

※ 動員者は、発生状況に応じて増減する。

(1) 班長

班長は、県対策本部の防疫方針に沿って、資材班の人員確保を行うとともに、防疫計画・情報を把握しながら、作業が停滞することのないよう、措置完了まで、資材等の供給全般を総括し、連絡調整等を担う。

ア 資材等の確保

農場等で必要な防疫資材等の調達遅れや欠品、不足は、即座に防疫作業全体の遅延に直結するため、欠品等に至らないよう配慮する。仮に至った場合にも的確な対応ができるよう、調達、配送、回収等に関する情報を的確に整理し、作業内容、

動員数、農場等の近辺や輸送経路の状況等に基づき資材等の供給を行う。また、移動制限・消毒ポイント班と連携し、県消毒ポイント関連資材等の供給も併せて行う。

なお、本病が広域的に続発し複数の現地対策本部が設置された場合、人員、車両、資材等が逼迫することが予想されるので、県対策本部資材班の指示の下、相互の進展状況を考慮し連携調整を図る。

イ 人員の確保

資材班の人員確保にあたっては、県対策本部動員班に依頼する。

班員は、防疫開始に合わせて準備を行うため、夜間・休日、早朝対応等の不規則な時間での対応が必要となる。また、普通免許を有する他、トラック及びフォークリフト等の運転ができる者を優先する。

班員数は、農場等での防疫従事者が増えれば、必要な防疫資材等も比例して増えるため、農場等での防疫従事者数の10%を目安として、初動対応から撤収時まで確保する。

なお、防疫開始前の初動の資材等の配送については、各家畜保健衛生所等に備蓄している資材等を現地へ配送する。その積込みに緊急的に人員を必要とすることから、配送が必要となる家畜保健衛生所等が所属する地方連絡協議会等と連携して必要な人員の確保を行う。

ウ 運搬車両・重機の確保

防疫措置に必要な車両及び重機は、資材等の配送及び回収に必要な運搬車両（トラック、フォークリフト等）と、農場等で使用する重機（フォークリフト、ショベルローダー）が主なものであるが、埋却に必要な重機等（バックホウ、鉄板、オペレーター、必要に応じて防疫フェンス設置）については、埋却班が発生市町村と連携し建設業協会等への手配を行う。

なお、投光器等の複数の作業班で使用する機材は調整を行う。

輸送のための車両は、普通免許で運転が容易なトラック（推奨積載量2～4t、全長6メートル未満）を班員の2人に1台の割合でレンタルにより確保する。また、不足資材等を断続的に輸送するため、必要に応じて、商用バン、軽トラ等も確保する。

配送業者等へ配送委託する場合、トラック（積載量2t～4t程度、パネル及びウイング形式）を防疫措置終了日まで同一業者へ終日複数台での対応として委託する。

農場等で利用する重機は、先遣隊が調査した内容（様式 5 201～202ページ）を基本に、必要台数を確保する。さらに、農場等での取水が困難で、消毒用水の確保が必要な場合は、散水車や消毒用タンクを積載した車両等をレンタルし、市町村と協力して消毒用水を確保する。

防疫作業が夜間となる場合には、埋却地等への投光車の確保も検討する。また、国土交通省河川国道事務所からの照明車の借受についても検討する。

レンタルにて確保した車両等は、車両返還まで、運行簿や鍵の保管、給油のための券発行・管理等を適切に行う。

車両及び重機のオペレーターについても、発生市町村や養鶏団体等と連携し、県対策本部動員班による人員の確保・手配に協力する。

エ 拠点の確保

資材等を保管する拠点は、1) 農場付近に設営する現地テント及び動員者の受付会場、2) 資材等を集積する拠点、3) 防疫措置後に回収する拠点の大きく3つとする。

- 1) 農場付近に設営する現地テント等は、仮設テント、仮設トイレ、机、椅子、防疫フェンス等の手配を行い、資材等の保管及び動員者の休憩場所として確保する。
- 2) 資材等を集積する拠点は、班員が集合し、休憩班員及び車両が滞留でき、大型車両の進入が容易で、資材等の積み下ろし、施錠等の管理が可能な施設等を確保する。
- 3) 防疫措置後に回収する拠点は、防疫措置で使用された資材等を、措置終了後に回収し、再利用化や整備を行う拠点として確保する。その際、前述の2) 資材等を集積する拠点とは隔離した場所を選定し、県対策本部と協議後、防疫対策に配慮して設置する。

(2) 資材調達係

資材調達係は、資材等の調達、農場等への輸送準備、在庫管理、業者等への資材等の発注のほか、農場等からの追加要請への対応を担う。

農場等へ輸送する際、資材等の種類、数量の確認をしながら、防疫措置完了までの需要予測、メーカー等からの供給調整を行い、必要な資材等を拠点にて管理する。

なお、防疫措置や消毒ポイントに従事する担当者間（家畜防疫員、資材班、動員サポート班）の情報共有が疎かになると、必要な資材等の確保の遅れや重複発注する事態が生じるなど、混乱を招くことになるので、情報の共有を的確に行う。

ア 資材等の調達、輸送準備

農場等へ輸送する場合、先遣隊の事前調査に基づく防疫作業計画に沿って、農場毎に資材等数量確認表を作成し、効率的な配送準備と確認作業を行う。

殺処分要する資材等は農場へ派遣される家畜防疫員へ、埋却に要するものは埋却班に、必要資材等の内容、数量、納品場所を確認すること。複数農場へ輸送する場合は、混乱が生じやすいため、輸送する資材等の種類、量、輸送先、納品場所の確認を徹底すること。初発に際しては、概ね15t程度（積載量3tのトラック×5台）の資材等の輸送が必要となる。

また、箱詰め資材については、輸送及び分別の効率化を図るため、箱の外側に品名、数量、納品場所を記載する。

イ 資材等調達先の確保

資材等の調達は、事前に家保が作成している「防疫資材等緊急調達先一覧表」に基づき進める。

特に、炭酸ガス、消毒薬、石灰等のように、使用期限があり、大量保管が難しく、かつ、いったん発生すると大量に消費する資材等については、納品日時、場所を早急に決定し、積み卸しのためのフォークリフト等を調達し、速やかに準備すること。

また、調達状況に応じて調達先の追加・修正を適宜行い、発注・納品予定等の情報は、班員で共有し、主任者の不在等による作業停滞を防ぐこと。防疫措置に

かかる主な資材等は表12（94ページ）のとおりとする。なお、作業状況に応じて新たな資材等が必要となり、農場等の家畜防疫員等の要請を受けた場合は、県対策本部及び現地対策本部に判断を仰ぎ、適宜調達する。

夜間及び早朝、休日では、緊急調達先の販売業者、リース業者及び運送業者への連絡がついても、実働が翌日になることもある。特に資材等の供給は販売業者ではなく、製造業者に依存するため、休日等で資材等が動かないことがある。大型連休や年末年始のような長期休暇では、その間の使用量、納品時期等を考慮し、必要な資材等は、できる限り備蓄すること。

また、国から提供される備蓄資材も、輸送等には時間がかかるため、時期を逸しないように依頼するなど留意すること。

一方、防疫連携申合せにおいて、防疫連携県は、発生県で防疫資材・機材等に不足が生じた場合には、提供あるいは貸与について協力することになっていることから、必要な場合には、家畜防疫対策課防疫指導担当（家畜衛生主任者）から幹事県を通じて提供を依頼する。

ウ 資材等の発注・納品

資材等が必要となった場合、防疫協定に基づき、拠点へ配達・納品できる業者を優先とするほか、広域的なホームセンターの活用を図る。

発注、納品等の関係書類は、その後の会計業務がスムーズに行えるようファイルに整理・保管して、台帳を整備する。

エ 在庫管理

資材等は、雨水により容易に劣化するため、それらに留意し、資材の種類、サイズごとに整理して在庫を管理する。また、納品、配送の数量を確認し、毎日資材等在庫管理表のデータを更新する。

さらに、資材等在庫管理表を適宜、県対策本部、現地対策本部へ報告し情報を共有する。



ブルーシート



一輪車

資材管理状況(平成23年)

(3) 資材受入配送係

資材受入配送係は、資材等の農場等への配送を担う。

配送では、県職員が日頃運転しないトラックを、慣れない山道や夜間・早朝に運転することで、事故発生等が懸念されるため、地元運送業者等への配送委託が望ましい。突発的な防疫措置に対する緊急動員としては、地域の地理に詳しい農業改良

普及センター職員等が適当であるが、適任者がいない場合には、市町村職員やJA職員等への依頼も検討する。この場合、大型トラックやフォークリフト等の運転、梱包時のロープワーク等に習熟している者を選任する。

ア 配送準備と経路設定

農場等への配送にあたり、資材調達係とともに、先遣隊の事前調査票に基づく必要資材等の仕分け、積み込み等を行う。資材等の落下防止のために、無理な積載はせず、適正な梱包や荷縛りを行う。

配送の経路設定は、配送遅延や誤送を防ぐため、ゼンリン、WEBを活用して、右折左折場所の目標物を標記した経路地図を事前に市町村に依頼して作成し運転手に渡す。なお、この際、県が所有する携帯型カーナビシステムについても、必要に応じて搭載利用する。農場近隣の道路、進入口は、総じて道幅が狭く、急な曲がり角や未舗装道があるため、先遣隊の事前調査により、トラックの大きさ等を決定する。

イ 輸送の手順

防疫作業の進捗に合わせて次の手順で配送することとし、配送用運搬車両は、発生農場内には進入させないよう指示し、荷降し後は十分に消毒を行う。

特に、農場周辺は道が狭く、駐車スペースが少ないことが多いため、仮設テント等のリース業者、埋却用の重機等の大型車両をまず優先的に農場等へ進入させ、それらに必要な資材等についても、資材班とは別に、家畜防疫員等が持参すること。

特に、現場の動員サポート班等の車両は、できるだけ農場から離して駐車することとし、大型車両の侵入、駐車を妨げることがないようにすること。やむを得ず農場や埋却地等の周辺に駐停車する場合は、移動できるように鍵を付けたままにする。

第1段階：農場等への出入りに必要な消毒用機材（動力噴霧機、タンク、消毒剤等）及び防疫作業従事者（動員者）の防護服関連資材を現地テント、受付会場等に配送する。

第2段階：家きんの殺処分に必要なペール、ビニール袋等は、防疫作業従事者が農場等に入る前までに農場等へ配送する。なお、殺処分に用いる炭酸ガス射出装置（スノーホーン等）は、家畜防疫員が現地家保から直接持ち込む。また、埋却に用いる消石灰、木杭、ブルーシート、ロープ等は埋却地へ配送し、その旨を埋却班へ伝える。

第3段階：農場内の清掃・消毒に必要な資材等（一輪車、角スコップ、竹ホウキ等の清掃用具）は、殺処分完了前までに配送する。また、消石灰等の消毒薬は、畜舎やたい肥舎の清掃が完了する前までに配送する。

資材等が多量に必要な場合には、荷降しに労力を要することから、フォークリフト等の重機が農場内に搬入される前に資材等を配送し、荷降しにフォークリフト等を活用できるように手配しておく。

配送では、事前に発生農場防疫班長へ連絡し、荷降し作業等の時間調整を行う。

(4) 資材回収係

資材回収係は、防疫作業終了後、農場等に残された資材等を回収し、それらの資材等の再利用化や整備を行い、再度の発生に備える。

資材等の回収と整備は、農場等での防疫措置後、清浄性を確認した上で行うが、農場等の内外など、使用場所による清浄度や資材の種類に応じて分別回収し、洗浄・消毒してから再利用する。

また、防疫措置終了後のゴミも合わせて回収し処分する。

ア 資材等の分別と回収

資材等は、農家の所有物でないかを確認の上、再利用の可否により分別し、清浄度合い毎に運搬車両を別にして回収する。また、防疫措置が完了した農場等へ入る場合であっても、防疫措置時と同様の対応（防護服等を着用、消毒）で作業する。

農場等で使用したペール、台車等は水洗、消毒を徹底し回収する。また回収された資材等のうち、再利用が可能なものは、回収後、回収拠点にて洗浄・消毒を行い、乾燥させた後、ビニール袋等でリパックして、種類やサイズごとに整理保管し、在庫管理を行い、発生農場等での資材等として再利用する。

農場等で使用された長靴を再利用する場合は、回収拠点で資材班とは別に人員を確保し、消毒、洗浄及び乾燥して保管する。それらに係る作業員の目安は、汚れの程度によるが、90リットルのペール20器に1日目は浸け置きし、2日目に洗浄するのに7～8人で従事した場合、100～150足／2日のペースで再利用が可能となる。

イ 動力噴霧機・タンク、発電機等の備品の整備

動力噴霧機の回収は、2名以上の労力が必要である。また、車両への積み込みのためにラダーレールを準備したり、道板を利用する。

回収後は速やかに動力噴霧機、タンク、ホース及びノズルの内部洗浄を確実に行うとともに、外部の洗浄・消毒を行う。消毒薬に酸やアルカリを使用している場合、洗浄が不十分であるとパッキン等が劣化するので注意する。修理や長期保管のためのメンテナンスは、専門業者に委託する。

ウ 現地テント等のリース物品の返却

現地テントや簡易トイレ等については、資材等を回収した後、当該物品を消毒後、リース等の設営業者に連絡して撤収させる。

なお、簡易トイレは、撤収前に専門業者へ依頼し、汲み取りを実施しておく。

エ ゴミ等の処理

防疫作業等に使用した防護服等は、汚染物品としてフレコンバック等に梱包、密封し外側の消毒を行い、焼却及び埋却等の防疫措置を実施すること。

現地テントで発生したゴミ等のうち、汚染物品に該当しないものについては、別途、現場サポート班が、必ず現地対策本部へ報告し、廃棄物業者へ処理を依頼する。

防疫終了後、農場の最終確認は家畜防疫員が行い、記録すること。

表11 回収資材等の分別区分

区 分	発生農場及び埋却地内に搬入	現地テントに搬入
再利用が困難な資材等	消毒等により使用できなくなる資材等（紙袋の消石灰等）及び患畜に密接に接触したり汚れがひどく洗浄が困難な資材等（木杭、竹ぼうき、コンパネなど）	使用済み防護服等、雨水や汚れにより使用できない資材、梱包ゴミ
洗浄消毒等により再利用が可能な資材等	動力噴霧機、タンク、ホース、台車、ペール、一輪車、角スコップ、竹ぼうき、木杭、ハンマー等	未使用資材

続発の状況によっては、各現地対策本部の資材班の機能強化を図るため、県対策本部の下に7～8名の資材班を編成し、宮崎市内の拠点から県下全域へ広域的に資材供給を行う体制も検討する。

(参考)

2011年、本県で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置では、17日間という短期間に県央から県北にかけて11例発生（残り2例はその後しばらくして発生）したことから、各現地対策本部の資材班の機能強化を図るため、県対策本部の下、7～8名を核として広域的に対応する資材班が編成され、宮崎市内の拠点から、トラックへ資材を積み込み、県央から県北に至る全県下へ資材供給を行った。

広域資材班は、深夜や早朝に関わらず、防疫措置開始時まで遅滞なく資材等を供給し、資材等の他、人員、車両の資材班に関わるリソース（資源）も無駄なく活用でき、理想的な体制のひとつと思われた。

これらが編成できた背景として、2010年、口蹄疫で資材班を担当していた県職員を再度招集したため、当該業務への理解や習熟度が高かったことがあげられる。

しかし、広域班を編成した場合でも、交代要員の問題や負担過大による疲労、事故等の懸念から、本マニュアルでは、現地対策本部の下、組織的に対応する体制とした。

表12 防疫措置に必要な資材等一覧

防疫作業資材 (農場、現地テント)	生活資材 (現地テント、受付会場)	埋却地
<input type="checkbox"/> 動力噴霧機 <input type="checkbox"/> タンク <input type="checkbox"/> ホース (延長ホース) <input type="checkbox"/> ジェットノズル <input type="checkbox"/> 消石灰 (袋) <input type="checkbox"/> 消毒剤 (パコマ 等) <input type="checkbox"/> フレコンバッグ (500L) <input type="checkbox"/> ブルーシート (10m×10m) <input type="checkbox"/> 農業用ビニール (4×100m) <input type="checkbox"/> 一輪車 <input type="checkbox"/> 角スコップ <input type="checkbox"/> 竹ぼうき、ヘラ <input type="checkbox"/> 水タンク (10L) <input type="checkbox"/> ガリン (缶) + 燃料 <input type="checkbox"/> 軽油 (缶) + 燃料 <input type="checkbox"/> ラッカーズプレー <input type="checkbox"/> カッター <input type="checkbox"/> マジック <input type="checkbox"/> デジタルカメラ <input type="checkbox"/> 90Lポリ袋、結束バンド <input type="checkbox"/> 台車 <input type="checkbox"/> 90Lペール <input type="checkbox"/> ゴム手袋 (ガスボンベ取扱用) <input type="checkbox"/> コンパネ、ロープ 【その他】 <input type="checkbox"/> ジェットポンプ <input type="checkbox"/> エンジンオイル <input type="checkbox"/> 直管パイプ <input type="checkbox"/> 炭酸ガスボンベ (30kg) <input type="checkbox"/> ボンベキャリアー <input type="checkbox"/> スノーホーン <input type="checkbox"/> レンチ、スパナ <input type="checkbox"/> トランシーバー (防災無線等 含) <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 投光器、バルーンライト	<input type="checkbox"/> 防護服 <input type="checkbox"/> ゴム手袋 (薄手・厚手) <input type="checkbox"/> キャップ <input type="checkbox"/> ゴーグル <input type="checkbox"/> くもり止め <input type="checkbox"/> N95マスク <input type="checkbox"/> ゴム長靴 (各サイズ) <input type="checkbox"/> サンダル <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> つなぎ <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> ガムテープ <input type="checkbox"/> 下着類 (シャツ、くつ下等) <input type="checkbox"/> 雨合羽 <input type="checkbox"/> 消毒薬 (手指)、ハドスプレー <input type="checkbox"/> 救急箱、うがい薬、ハドソープ <input type="checkbox"/> 紙コップ <input type="checkbox"/> 紙タオル、トレットペーパー <input type="checkbox"/> ハンドソープ <input type="checkbox"/> キッチンパック <input type="checkbox"/> はかり (天秤) <input type="checkbox"/> 90Lポリ袋 <input type="checkbox"/> 飲料水 (茶) <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> ヘッドライト <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> カイロ 設営関係 (現地テント、受付会場) <input type="checkbox"/> 個人テント (更衣室代替) <input type="checkbox"/> 仮設テント (横幕付) <input type="checkbox"/> 仮設トイレ <input type="checkbox"/> ポータブル手洗い器 <input type="checkbox"/> 机、椅子 (動員者等休息用) <input type="checkbox"/> ストープ <input type="checkbox"/> 灯油 (缶)、ガリン (缶) <input type="checkbox"/> 発電機、投光器	<input type="checkbox"/> 動力噴霧機 <input type="checkbox"/> タンク <input type="checkbox"/> ホース <input type="checkbox"/> 消石灰 (袋・フレコン、 粉剤・粒剤) <input type="checkbox"/> 消毒剤 (パコマ 等) <input type="checkbox"/> ブルーシート <input type="checkbox"/> 木杭 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> ハンマー (どんちょう) <input type="checkbox"/> カッター <input type="checkbox"/> メジャー <input type="checkbox"/> 水タンク (10L) <input type="checkbox"/> デジタルカメラ <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> バルーンライト、投光器 <input type="checkbox"/> ガリン (缶) + 燃料 <input type="checkbox"/> 軽油 (缶) <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 埋却地用看板 事務用品 (農場、埋却地、 現地テント、受付会場) <input type="checkbox"/> 携帯電話、充電器、バッテリー <input type="checkbox"/> 時計 (大きなもの) <input type="checkbox"/> 携帯用防水袋 <input type="checkbox"/> 耐水紙 <input type="checkbox"/> ゼンリン地図 (現地テント、受付会場) <input type="checkbox"/> ホワイトボード (現地テント、受付会場) <input type="checkbox"/> FAX (受付会場) <input type="checkbox"/> 懐中電灯、ヘッドランプ 消毒ポイント (道路) ※ 第5章第6の「3 資材」(P69) を参照

※消石灰については、周辺の圃場等の状況に応じて、飛散防止のため粒状のものを使用する。
 ※携帯電話については、現地の電波エリア等を考慮し調達する。エリア外の場合は無線等の
 調達を検討する。また、防護服を着用していても操作が容易なものを調達する。
 ※動力噴霧器は、各地域に所在する物を事前にリストアップし日頃からメンテナンスに努める。

第8 動員

1 県内からの動員に対して

(1) 前日の対応

- ① 先遣隊の調査に基づき現地対策本部と連絡をとり、作業に必要な人数を把握する。
- ② 動員者の確保は、県職防疫従事予定者名簿に、あらかじめ登録されている本庁各部署の職員を優先して動員要請する。その際、県本部動員班より、各部署連絡調整課を通じて必要人数を連絡するものとする。
- ③ 同時多発の場合や大規模農場で発生した場合など、県職員だけで対応が出来ない状況下では、関係市町村、団体へ派遣要請を行う。
- ④ 動員者が決まれば、自衛隊以外の動員者名簿を作成し、現地対策本部へ名簿を送付する。
- ⑤ 防疫従事者に対する留意事項・バイオハザード対策などをまとめた諸注意事項の配布文書（105ページ）を動員者数分コピーしておく。

(2) 当日の対応

- ① 本庁各課からの動員者は、原則県庁に集合してバスで受付会場へ出発する。
- ② バス乗車時に受付用の名簿にて点呼し、チェックを行う。
- ③ 動員用諸注意事項を記載したチラシを受付時に動員者に配布する。
- ④ 変更者、欠席等が生じた場合は、速やかに現地対策本部へ連絡する。

2 県外からの派遣に対して

(1) 来県前の対応

県外の家畜防疫員を派遣要請する際には、防疫作業を効率的に進めるために予定活動内容に対して派遣される防疫員等の技術習熟度がわかる事前調査を国へ依頼する。

なお、事前調査項目は、

- ア 業務経験年数
- イ 採血及び気管スワブの習熟度（経験あり・経験なし）
- ウ 殺処分従事経験の習熟（リーダー経験あり、経験なし）
- エ 病性鑑定の経験（有、無）、ウイルスの取り扱いの経験（有、無）などである。

(2) 来県日の対応

県外家畜防疫員等は来県日と離県日は原則防疫作業に従事しないように調整する。

来県日には集合時間を決めて以下の内容の詳細説明を実施する。

- ① 従事期間中の作業内容
- ② 前日までの進捗状況
- ③ 宿舎到着後に行うバイオセキュリティ対策
- ④ 作業中の事故防止と事故対応等について
- ⑤ 離県時にウイルスを持ち出さないためのバイオセキュリティー対策
- ⑥ その後7日間の行動について（防疫措置実施時にバイオセキュリティ措置が適切な場合は3日に短縮可能）
- ⑦ 宿泊と移動方法等について

3 従事期間中の対応

動員班は、日毎に従事する獣医師、動員者別の派遣者リストを作成し、これを基に、往復のバス乗車確認用名簿、現地対策本部用従事者名簿、宿泊所別宿泊予定者名簿を作成し、それぞれ、現地対策本部、動員サポート班（普及センター）等関係する班・係に送付する。

防疫作業を効率的に進めるために、バスでの移動中に作業の進捗状況、主な作業内容、(作業の班分けまで済ませておくことベター)等について畜産職員等が説明する。

現地支援班は県職動員者や県外獣医師等の日毎派遣実績等について日報を作成する。

移動に必要なバスは出発地、経由地、受付会場までのコースを設定し、バス協会と連携し必要台数を確保する。受付会場から発生農場までの移動は現地対策本部と連携し、別途に仕立てたバスを確保する。出発地等では動員者の駐車場を確保しておく。

動員者は、受付会場で市町村や農協等職員と合流後、健康調査を受け現地テントまで移動する。発生農場における防疫措置は、現場リーダーの指揮のもと連携して作業に従事する。

発生場所によっては宿泊する可能性があるため、動員班は、まとめて宿泊できる宿を確認する。また、動員サポート班は食事等の準備について、数の確認など動員班と連携して行う。

従事した業務の種類等により宿泊場所を決めるなど、交差汚染を防止する対策をとる。



動員者への注意事項の説明



受付会場でバスから降りる動員者

第9 防疫従事者の留意事項・バイオハザード対策

1 防疫従事者の留意事項

(1) 周知

- ① 防疫従事者に対して、受け入れ態勢が整い次第集合場所・時間、移動手段、作業場所、作業内容等を県対策本部動員班より通知する。現場では受付後、担当者の指示に従うことも併せて通知する。
- ② 自宅で家きんや愛玩鳥を飼育している者、同居者が家きん等に接触する機会がある者は、農場内防疫作業に従事できないため、通知のあった当日中に、上司を通じて県対策本部動員班へ報告する。
- ③ 動員班から事前に配布される留意文書で、作業内容、農場におけるバイオセキュリティ対策及び留意事項を確認する。
- ④ 防疫作業従事期間中及び作業終了後7日間（又は3日間※）は家きん飼養農家、動物園、ペットショップ等の家きんや愛玩鳥等が飼養されている施設に立ち入らないこと。さらに、その同居者も同様に立ち入らないよう依頼すること。
※防疫作業実施時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されている場合
- ⑤ 防疫作業前日は早く就寝するなど、体調管理に努めること。

(2) 防疫従事者が準備するもの

- ① 集合場所までの通勤服：着替えやすく、洗濯可能な洋服／靴
- ② ビニール袋：通勤靴や通勤服を収容する袋
- ③ その他：現地対策本部等の資材班に割り振られた者は、配送作業があることから、運転免許証・携帯電話をジップロック等に入れて携帯する。
重機のオペレーターは、免許証をジップロックに入れて携帯。
なお、作業時に業務上携帯電話を利用するオペレーターは、携帯電話をビニール袋に入れて携帯する。
髪の長い従事者は、髪留ゴムを持参する。

(3) 貴重品等

- ① 動員者の受付会場には貴重品置き場がないので、貴重品は原則持ち込まない。また、持ち込むものは必要最低限の私物のみとすること。
- ② 農場付近の現地テントへ持ち込める私物は、たばこのみとする。休憩時間には現地テント内での喫煙は可能だが、農場内には持ち込まない。
- ③ 通勤服、靴、その他私物（時計、携帯電話、カメラ等）は、ビニール袋に入れて一つにまとめ、袋に所属・名前を書いて、受付会場の指定された場所に保管すること。

(4) 現地テント内で支給されるもの

- ① 防疫作業資材（防護服・ゴーグル・ビニール手袋・長靴等）
- ② 昼食、飲み物等

(5) 健康管理への配慮

- ① 受付会場において受付後、保健師による体温測定、問診を受け、体調状況によっては、医師の診察を受け作業従事の適否の判断に従う。

なお、体調不良等がある場合は、必ず受付送迎担当者へ自主申告する。

- ② 現場リーダーは、動員者の健康調査開始前から現場に入るため、事前に自身の体温測定を行う。

また、気候・気象条件等を考慮した上で、休憩時間を適宜増やすなどして、作業者の体調管理に十分留意する。

- ③ 気分が優れない等異常を感じた場合には、すぐに現場リーダーへ申し出る。

- ④ 熱中症予防のため、休憩時には水分をこまめにとる。

- ⑤ 「トイレ」はバイオセキュリティの観点から、農場外に設置してある。このため、トイレで一時退場する場合も、消毒・防護服脱衣を行う必要があるが、決して我慢せず、現場リーダーに申し出てから退場する。



(6) 労働安全への配慮

- ① 現場リーダーは、作業者の安全性確保のため注意事項について十分説明する。
- ② 現場リーダーは、現場責任者として、作業従事者の安全確保のための作業工程の監視や注意喚起に努める。
- ③ 動員者は、ケガや疲労等を感じた場合や、薬剤や消毒薬等が目に入った場合には、すぐに現場リーダーに申し出る。
- ④ 防疫作業中は、必ずゴーグルを着用する。
- ⑤ 農場内では、重機や車両と一緒に作業するため、それらの動きに十分注意を払う。
なお、重機や車両の交通整理を行う人員を配置する。
- ⑥ 農場や埋却地ではフレコンバッグ等を吊り下げている下には絶対に行かない。
- ③ 2段や3段ケージなどから家きんを捕鳥する際は、足下に十分注意するように、現場リーダーは注意喚起する。

2 バイオセキュリティ対策

農場や埋却地から高病原性鳥インフルエンザウイルスを持ち出さないためのバイオセキュリティ対策として、現地対策本部の責任者から説明される入退場手順、留意事項を遵守する。

また、農場及び埋却地は、「清浄区域」と「汚染区域」に区分し、その境目を「防疫ライン」として設定する。

現地テントにおける防疫作業エリアの配置の考え方

